

「放射化学」投稿の手引き

1. はじめに

この「投稿の手引き」は一般社団法人日本放射化学会（以下「本会」という。）和文誌「放射化学」論文投稿規定に基づき、編集委員会にて原稿の作成の指針として制定されたものである。

2. 投稿に際しての注意事項

- 1) 採否が決定するまで同一趣旨の論文を他誌に投稿してはならない。
- 2) 他誌に投稿中の論文を投稿してはならない。
- 3) 投稿後の著者に関する変更は認めない。
- 4) 図版を転載する場合は、著者にて転載許可を著作権者より得なければならない。
- 5) 投稿原稿は以下の「3. 原稿作成時の注意事項」に従って作成し、その電子ファイル（PDFファイル、MS-Wordファイルなどが望ましい）を編集委員会に電子メールにより送付する。到着次第、編集委員長より受付日が記載された受け取りの電子メールが送付される。

3. 原稿作成時の注意事項

- 1) (原稿の構成) 原稿は以下の順でそれぞれ改ページして編成する。(1)表紙(論文題名、著者名、研究の行われた機関、同所在地などを記す。)、(2)要旨およびキーワード(5つ程度)、(3)本文、(4)引用文献、(5)表、(6)図、(7)図の説明文。
- 2) (原稿の形式) A4用紙を縦方向として、横書きに印字し、1ページに25行程度とする。
- 3) (原稿の長さ) 短報以外は制限を設けない。短報は図表を含めて刷り上り4ページ以内を原則とする。なお刷り上がり1ページは約2000字であり、図・表は1枚につき500字とカウントする。
- 4) (要旨) 要旨として英文要旨(250語以内)および和文要旨(400字以内)の両方をつけること。
- 5) (引用の形式) 番号順とする。最初に引用された箇所の順で引用文献を並べる。引用文献の記載方法はアメリカ化学会発行の雑誌と同形式とする。なお本形式は本会のJournal of Nuclear and Radiochemical Sciences誌と同様である。
- 6) (表) 表は説明も含めて英文で作成する。本文中ではTableとして引用する。
- 7) (図) 図は説明も含めて英文で作成する。本文中ではFig.として引用する。なお投稿時のファイルサイズは10 Mbyteを超えないこと。
- 8) (その他) 図表などの数値や軸の表記では物理量/単位の形式をとることとし、物理量(単位)の表記は用いない。(例: Time/minとし、Time(min)は用いない。)
- 9) (カラーの図表) カラーの図表を掲載する場合には、実費を著者負担とする。なお、論文誌webサイト公開用のPDF版のみ無料でカラーとすることができる。
- 10) (注意事項) 上記に著しく逸脱した原稿については、受け付けないで返却することがある。

4. 校正および論文誌発行後の正誤訂正

- 1) 著者校正は1回行う。返送期日に著しく遅れた場合には編集委員会の校正のみで校了とする。
- 2) 発行後6ヶ月以内に著者から訂正の申し出があった場合には、正誤訂正に関する記事を掲載することがある。

5. 投稿先

〒 770-8509 徳島県徳島市蔵本町 3-18-5
徳島大学医学部保健学科 阪間 稔 編集委員長
Fax: 088-633-9862
e-mail: houshakagaku@radiochem.org

「放射化学」投稿規則

本規則は、一般社団法人日本放射化学会（以下「本会」という。）「放射化学」論文発行規程に基づき、編集委員会にて論文の投稿指針として制定するものである。

(投稿論文と依頼論文)

第1条 論文は投稿によるものと編集委員会からの依頼によるものとする。

(著者)

第2条 著者は本会会員であることを要しない。

(原稿の作成)

第3条 使用言語は日本語とする。

第4条 投稿論文の作成は、別に定める「放射化学」投稿の手引き（以下「投稿の手引き」という。）に従うものとする。

(論文の受け付け)

第5条 原稿が、「投稿の手引き」に定める「投稿先」に到着した日付けをもって、論文の受付日とする。

(審査)

第6条 編集委員会は、査読者を委嘱して論文の掲載に関する意見を求め、掲載の可否に関する審査を行う。掲載可となった日付をもって受理日とする。投稿によるものと依頼によるものに関わらず、編集委員以外の査読者の意見を参考として、編集委員会が掲載の可否を決定する。

(論文の掲載)

第7条 掲載可となった論文は、速やかに論文誌上および論文誌webサイトに掲載する。

(掲載料、別刷り)

第8条 論文の掲載料は徴収しない。別刷りを作成する場合には実費を著者負担とする。

(原稿料)

第9条 編集委員会の依頼による論文については原稿料を支給することがある。

(著作権)

第10条 論文誌に掲載された全ての論文の著作権は本会に帰属する。原著論文、総説論文、短報については、著者は論文受理後速やかに「著作権譲渡同意書」を本会に提出しなければならない。

(本規則の改定)

第11条 本規則の改定には理事会の決定を要する。

付則 この規則は、2021年4月1日から施行する。

「放射化学」発行規程

(目的)

第1条 「放射化学」は、一般社団法人日本放射化学会（以下「本会」という。）の目的を達成するために、(i) 放射化学並びにその関連領域における重要な進歩を含む学術論文と(ii)会員および関連分野の研究者にとって有益な最新トピックスをまとめた記事を掲載する。

(「放射化学ニュース」との関係)

第2条

「放射化学」は日本放射化学会和文誌「放射化学ニュース」（2012年まで発行、第26号が最終号）の後継誌であり、創刊年は2013年、巻数は第27巻からの発行とする。

(掲載記事)

第3条 「放射化学」は審査付き論文とそれ以外の放射化学関連分野の最新トピックスを掲載する。前者には、原著論文、総説論文、短報の各欄を設け、後者はこれまでの「放射化学ニュース」を引き継ぎ、様々な記事を積極的に掲載する。

1. 審査付き論文

1-1. 原著論文は、新規な内容にもとづき論理的に明瞭な結論を含む学術論文をいう。

1-2. 総説論文は、当該分野のこれまでの研究の進展を専門的な立場から解説する学術論文とする。

1-3. 短報は、重要な研究成果を含んだ短い学術論文で、編集委員会は特に迅速な公表を行う。

1-4. この他に、編集委員会が認めた場合、上記以外の学術情報を掲載することがある。

2. 審査付き論文以外の記事

上記審査付き論文以外は固定した枠にとらわれない内容とし、主に各種特集記事、解説、トピックス、学位論文要録、施設だより、学会だより、研究集会だより（国内・国外）、情報プラザなどを掲載する。

3. 審査付き論文（第3条第1項）の「投稿規則」を別途「「放射化学」投稿規則」に定めるが、審査付き論文以外の記事（第3条第2項）に関する投稿規則は特に定めず、編集委員会の編集方式に従う。

付則 この規程は、2021年4月1日から施行する。

「放射化学」投稿論文 審査内規

1. 新規な発見に基づく科学的主張を論理的に展開されているか否かを編集委員会で判断する。否と判断された場合は、投稿を却下する。
2. 内容を科学的見地から審査するのに相応しい査読者1名を担当編集委員が選定する。査読者は日本放射化学会会員であることを要しない。
3. 「放射化学」発行規程第3条にもとづき、査読者は論文が新規な内容にもとづき論理的に明瞭な結論を含んでいるかを主眼に審査し、査読コメントとともに、修正すべき箇所および採否を編集委員会に回答する。
4. 査読者からの回答を編集委員会が確認した後、編集委員会で掲載の可否(そのまま掲載可、査読コメントへの対応ののち掲載を判断、却下)を決定し、投稿者に理由と共に編集委員会の判断(採否、修正の必要性など)を通知する。
5. 査読コメントへの投稿者の対応が必要な場合、投稿者からの回答を受けて査読者が再審査し、編集委員会に審査結果を回答する。編集委員会は、その審査結果を踏まえて採否を判断する。
6. 投稿者に採否の最終結果を通知する。